

## 特別職の就任について

監査委員の就任について、本日議会の同意が得られましたので、次のとおり、お知らせします。

### 監査委員

監査委員 佐藤 祐文 氏、谷田部 孝一 氏の退職 及び 尾立 孝司 氏の任期満了に伴い、その後任として、梶村 充 氏、和田 卓生 氏、本間 豊 氏を選任します。

氏名	任期	備考
かじむら みつる 梶村 充	平成 29 年 5 月 16 日～議員任期	議選委員（自民）
わだ たくお 和田 卓生	平成 29 年 5 月 16 日～議員任期	議選委員（公明）
ほんま ゆたか 本間 豊	平成 29 年 6 月 6 日～平成 33 年 6 月 5 日	

#### 【参 考】《前任者》

氏名	任期（退職日）	備考
さとう ひろみ 佐藤 祐文	平成 28 年 5 月 17 日～（平成 29 年 5 月 15 日）	議選委員（自民）
やたべ こういち 谷田部 孝一	平成 28 年 5 月 17 日～（平成 29 年 5 月 15 日）	議選委員（民進）
おりゅう たかし 尾立 孝司	平成 25 年 6 月 6 日～平成 29 年 6 月 5 日	

※議選委員とは、議員のうちから選任される監査委員のことです。

※ 本会議終了後、市長応接室（市庁舎2階）にて、就任者への辞令交付式を予定しています。（冒頭取材可能です。）

#### 【参 考】

##### ◆地方自治法【昭和 22 年 4 月法律第 67 号】（抜粋）

第 196 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とするものとする。

第 197 条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては四年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

お問合せ先
総務局人事課長 水野 圭一郎 Tel 045-671-2055